鳥取県身体障害者手帳障害程度の再認定に関する要綱

（趣旨）

第１条　身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号。以下「法」という。）に基づく身体障害者手帳（以下「手帳」という。）の再認定に関する事務の取扱手続については、身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号。以下「政令」という。）及び身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（再認定の診査）

第２条　手帳の障害程度の再認定（以下「再認定」という。）については、政令第６条第１項及び省令第３条の規定に基づき実施するものとする。

（再認定の決定）

第３条　東部福祉保健事務所長、中部総合事務所長及び西部総合事務所長（以下「福祉保健事務所長等」という。）は、再認定に係る診査を受ける者及び時期については、診断書・意見書を参考に決定するものとし、必要な場合には、障害程度審査委員会の意見を聞くものとする。

２　再認定の時期については、概ね別表のとおりとし、月は１月、７月のいずれかとして設定するものとする。

（再認定の通知）

第４条　福祉保健事務所長等は、手帳の交付時に診査を受けるべき時期を手帳に記載するとともに、身体障害者手帳交付通知書に記載してその旨を書面（様式第１号）で通知するものとする。さらに、診査日が到来する概ね２か月前に、書面（様式第２号）で通知するものとする。

（障害者手帳発行・管理システムによる管理）

第５条　福祉保健事務所長等は、障害者手帳発行・管理システム（障害者手帳について、複数の事務所を相互に電気通信回線で接続して情報の電磁的方法による流通及び情報処理並びに手帳の発行を行うシステムをいう。）に再認定に係る障害者の氏名、住所、手帳番号、再認定事由その他の必要事項を入力し、及び管理することにより、円滑に事務手続を行うものとする。

（再認定の診査の報告）

第６条　各市町村は、第４条の通知にもかかわらず、対象者が再認定に関する診査を受けない場合は、適切な指導を行い、それにもかかわらず診査を拒み又は忌避した場合は、その区域を所轄する福祉保健事務所長等に報告する。

（再認定の診査の督促）

第７条　福祉保健事務所長等は、前条の報告を受けたときは、診査の督促を書面（様式第３号）で行うものとする。

（身体障害者手帳の返還）

第８条　福祉保健事務所長等は、診査を拒み又は忌避したときは、法第16条第２項の規定に基づき手帳の返還命令をすることができる。

（再認定の特例）

第９条　進行性の病変等により、将来、障害程度が重度化するものについては、原則として再認定を義務付けないものとする。

　　　附　則

　この要綱は、平成１７年１０月１日から適用する。

　　　附　則

　この改正は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則

　この改正は、平成２６年４月１日から適用する。

　　　附　則

　この改正は、平成２８年４月１日から適用する。

（別表）

再認定対象者の再認定時期について

１　身体障害者福祉法第15条の指定医師の診断書による再認定時期

（１）身体障害者福祉法第15条の指定医師の診断書による再認定時期は、次のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 指定医師による診断書の記載内容 | | 再認定の時期 |
| 再認定要 | 年数記載あり | 診断書の記載どおり  （ただし、手帳交付後１年以上５年以内の時期） |
| 年数記載なし | 手帳交付から５年後 |
| 再認定不要 | | なし（再認定不要） |

（２）再々認定については、（１）に準じる。その後も同様とする。

２　特別な場合における再認定時期

（１）特別な場合における再認定時期については、別紙のとおりとする。

（２）再々認定については、個別の状況により判断する。その後も同様とする。

（別紙）

特別な場合における再認定時期

１　３歳未満児については、別添「身体障害手帳障害認定に係る３歳未満児の取扱いについて」によるものとする。

２　更生医療給付者の再認定時期については、更生医療給付１年後とする。

【再認定を必要とする主な更生医療の内容】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 障害名 | 再認定を必要とする更生医療の内容 | 備　　　　考 |
| １．視覚 | ①網膜剥離手術  ②水晶体摘出  ③眼内レンズ挿入（術）  ④角膜移植  ⑤虹彩切除術（瞳孔）など視力の　回復を見込めるもの | ・眼球摘出、義眼包埋術は視力の回復を見込めないため、再認定対象者とはしない。 |
| ２．聴覚 | 1. 室形成術   ②鼓膜穿孔閉鎖術など聴力の回復　を見込めるもの | ・人工内耳、人口中耳は、術前の聴力レベルで認定するので、再認定対象者とはしない。 |
| ３．音声・言語・そしゃく | 1. 唇形成術・口蓋形成術 | ・歯科矯正（唇顎口蓋裂の後遺症によるそしゃく機能障害）は、手帳認定３年後再認定としており、次頁に記載有り。 |
| ４．肢体不 自由 | 1. 関節形成術など | ・切断端形成術後は、障害程度の変化がないので再認定対象者とはしない。 |
| ５．心臓 | ①心房、心室中隔欠損の手術（先　天性）  ②冠動脈バイパス術・PTCA等虚血　性心疾患に対する手術や治療な　ど | ・先天性疾患（１８歳未満で発症した疾患）により、ペースメーカ及び体内植え込み（埋込み）型除細動器（ＩＣＤ）（以下「ペースメーカ等という。」）を植え込みした場合と弁置換術は、手術後１級となり、障害程度が重度化するので、再認定対象者とはしない。 |
| ６．腎臓 | － | ・じん移植後、抗免疫療法を行っている期間は１級であり、再認定対象者とはしない。  ・人工透析実施中のものは、再認定対象者とはしない。 |
| ７．小腸 | ①小腸疾患の治療（中心静脈栄　養法など） | ・原因疾患のクローン病等は一般的に症状に変動があるので再認定のための診査時期は概ね３年後とする。 |
| ８．免疫 |  | ・抗HIV療法実施中のものは、再認定対象者とはしない。 |

３　その他障害程度に変化が予想されるもののうち、特に次の再認定時期については、以下のとおりとする。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 障害名 | 対象者 | | 再認定時期 | 備　　　考 |
| １．音声・言語・そしゃく | 唇顎口蓋裂の後遺症による著しい咬合異常があるため、歯科矯正を必要とするそしゃく機能障害 | | 認定３年後 | ・「歯科矯正治療等の適応があり」が基本条件であることから、歯科矯正治療等の一応の成果がみられる３年後とする。 |
| ２.肢体不自由 | 人工骨頭、人工関節の置換術を受けた者 | | 人工骨頭又は人工関節の置換術後の経過が安定した時点 | ・人工骨頭、人工関節の置換術の経過が安定した時点とは、一律に定められるものではなく、症状の経過などにより、それぞれの事例で判断可能な時期以降に認定する。 |
| ３. 心臓 | ペースメーカ等を植え込みした者（先天性疾患により植え込みした者を除く。） | | 植え込み直後及び植え込み後３年以内 | ・植え込み直後は、ペースメーカ等の植え込み手術による身体活動への影響が見られなくなった時期に診断を行う。  ・植え込み後３年以内の再認定は、基本的には植え込みから３年経過時の直前に実施することを想定しているが、当初の認定の際に、医師の診断書・意見書で改善する時期が明らかな場合などについては、それぞれの事例で判断の上、設定しても差し支えない。 |
| ４．膀胱・直腸 | 先天性鎖肛に対する肛門形成術を行った場合 | | 12歳及び20歳時 | ・「身体障害認定基準」第２の五の４ ぼうこう又は直腸機能障害の（４）ウ |
| ５．小腸 | 小腸切除（１級又は３級に該当する大量切除は除く）又は小腸疾患による小腸機能障害 | | 認定３年後 | ・「身体障害認定基準」第２の五の５小腸の機能障害の（注24）  ・クローン病等の小腸疾患は一般的に症状に変動があるので、再認定のための診査時期は概ね３年後とする。 |
| ６．肝臓 | | 初めて肝臓機能障害の認定を行う者であって、Child-Pugh分類の合計点数が７点から９点の状態である場合 | 認定後１年以上５年以内 | ・「身体障害認定要領」第１１の２の（６） |

（様式第１号）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　第　　　　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　 月 　　日

　（再認定対象者（又は保護者））　　様

職　氏　名

障害程度の再認定について

このたび、交付（再交付）します身体障害者手帳については、診断書によれば、今後、障害程度に変化が予想されるため、下記のとおり再認定のための診査を受けていただく必要がありますのでご承知ください。

なお、再認定の手続きについては、再認定が必要とされるおおむね２カ月前に当所から文書でお知らせします。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 手帳番号 | 鳥取県第　　　　　　号 |
| 本人氏名 |  |
| 再認定を  要する障害区分 | 機能障害 |
| 再認定年月 | 平成　　年　　月 |
| 再認定を  要する理由 | （身体障害者福祉法施行規則第３条第１号～第４号のうちから記載） |

（様式第２号）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　第　　　　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　 月 　　日

　（再認定対象者（又は保護者））　　様

職　氏　名

身体障害者手帳の障害程度の再認定について

　このことについては、身体障害者手帳交付時にお知らせしましたが、再認定の時期が

きましたので、下記事項に御留意の上、お住まいの市町村福祉事務所又は町担当課へ書類を提出していただくようお願いします。

　なお、書類の提出がないときは、手帳を返還していただくことがありますので、御留

意ください。

記

１　手帳番号　　鳥取県第　　　　　　　号

２　本人氏名

３　提出期限　　　　　　年　　月　　日

４　提 出 先　　居住地の市福祉事務所または町村担当課

５　提出書類　　身体障害者手帳再交付申請書、写真１枚（縦４cm×横３cm）

　　　　　　　　身体障害者診断書・意見書（　　　　　　　　用）

備考　５の身体障害者診断書・意見書の右横の括弧には、「視覚障害」、「肢体不自由」のように再認定対象者に必要な身体障害者診断書・意見書の種類を記入すること。

（様式第３号）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　第　　　　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成　年　月　日

　（再認定対象者（又は保護者））　　様

職　氏　名

身体障害者手帳の再認定について

　このことについては、　　　　　付第　　　号で必要書類を提出されるよう通知して

いるところですが、まだ提出していただいておりません。

　つきましては、下記事項に留意の上、お住まいの市町村福祉事務所又は町担当課へ書類を提出していただくようお願いします。

　なお、正当な理由なく期限までに書類の提出がないときは、手帳を返還していただく

こととなりますので、念のため申し添えます。

記

１　手帳番号　　鳥取県第　　　　　　　号

２　本人氏名

３　提出期限　　　　　　年　　月　　日

４　提 出 先　　居住地の市福祉事務所または町村担当課

５　提出書類　　身体障害者手帳再交付申請書、写真１枚（縦４cm×横３cm）

　　　　　　　　身体障害者診断書・意見書（　　　　　　　　用）

備考　５の身体障害者診断書・意見書の右横の括弧には、「視覚障害」、「肢体不自由」のように再認定対象者に必要な身体障害者診断書・意見書の種類を記入すること。（別添）

鳥取県身体障害手帳障害認定に係る３歳未満児の取扱いについて

１　３歳未満児の障害認定については、次のとおり取り扱うものとする。

|  |
| --- |
| 取　　扱　　い |
| １ 診断書・意見書に基づき審査し、妥当と認められる場合は、適当な期間後（おおむね３歳時～６歳時（学齢前））に再認定するという条件を付して、認定するものとする。ただし、障害程度や永続性が明確な障害（四肢欠損、無眼球等）の場合は、再認定の条件を付さないものとする。  ２ 審査に当たって、診断医師の見解と障害程度審査委員会の見解が相違する場合は、鳥取県社会福祉審議会に諮問するものとする。 |

２　この取扱いは、平成１７年４月７日から適用する。